

未請求の年金がある方への請求勧奨と 無年金・低年金の防止に向けた取組

令和3年12月22日
未来戦略室

1. 未請求の年金がある方への請求勧奨

年金を正しく確実に支給し、国民生活の安定に寄与するという機構の責務を果たすため、第3期中期計画（未来づくり計画）において、年金の請求勧奨を推進することとしている。

（1）すでに請求年齢を迎えている70歳以上の方への対策

- 令和元年度から、年金の受給権を有しながら70歳になっても年金請求に至っていない方 3.7万人に対し、年金事務所から個別の請求勧奨（個別の年金見込額を記載した勧奨文書の送付・架電・訪問）を実施した。
- 令和3年9月末時点において、3.3万人(89.6%) が年金受給に結びついた（内訳は表1参照）。残る4千人についても、個々の事情※の把握が進んでいる。
※ 年金請求を希望しない方、後日請求手続きを希望する方等
- 令和4年度までは、新たに70歳に到達した方等を対象として個別の請求勧奨を継続する方針。

（2）今後、請求年齢を迎える方への対策 ▶表2参照

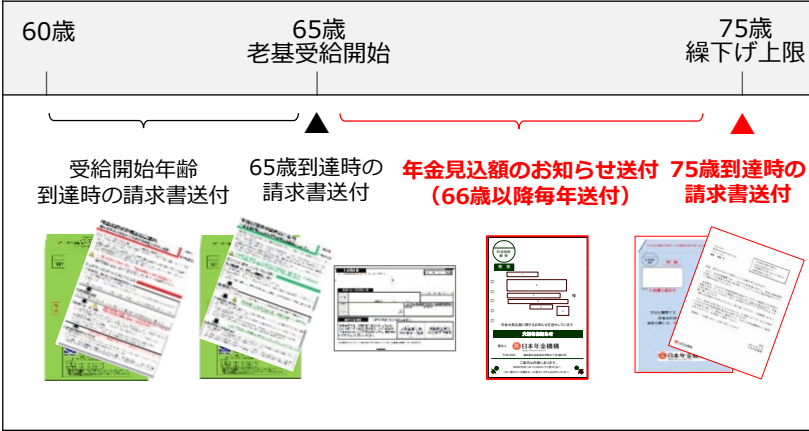
- これまでは、受給開始年齢到達時、65歳時、69歳時に文書による勧奨を実施していたが、年金請求に至らない方が一定数生じていた。
- これを踏まえ、令和4年3月から、66歳から74歳の間、毎年請求勧奨を実施することとした。
※ 繰下げ上限年齢が75歳に引き上げられる昭和27年4月2日以降生まれの方が対象
- また、繰下げ上限年齢である75歳時には、請求書を送付し、その後も未請求の場合は、個別の請求勧奨を実施することを検討中。

表1：「70歳以上の方への個別の請求勧奨」の内訳

（令和元年度以降の通算した取組状況 令和3年9月末時点）

対象者の属性	勧奨人数	請求者数 (請求率)
これまで一度も年金請求をしたことがない方	7,881人	6,533人 (82.9%)
60歳台前半に特別支給の老齢厚生年金を受給していたが、65歳以降の老齢年金が未請求の方	21,255人	20,443人 (96.2%)
遺族年金・障害年金を受給しているが、併給可能な老齢年金が未請求の方	8,341人	6,612人 (79.3%)
合 計	37,477人	33,588人 (89.6%)

表2：「66歳以降、毎年請求勧奨」導入後の請求勧奨の流れ



2. 無年金・低年金の防止に向けた取組（－24月末納の方への個別の納付・免除勧奨－）

無年金・低年金を防止するための施策として、国民年金の任意加入勧奨、追納勧奨等を実施している。▷表1①～②参照

それらの施策に加え、無年金者を1人でも少なくすることを目的として、あと少しで受給権を満たす50歳台の24月末納※の方を対象に、年金事務所から個別の納付・免除勧奨（受給権を満たすまでの残り月数を記載した勧奨文書の送付・架電・訪問）を、令和2年度から本格的に開始した。▷表1③参照

※ 保険料の納付可能な期間（24月）が全て未納

表1：無年金・低年金の防止を目的とした国民年金の施策

施策		取組内容
①	任意加入勧奨	60歳から65歳到達までに任意加入し納付することで受給権を満たす方等に、勧奨を実施する。
②	追納勧奨	免除等の承認後2年目、9年目の追納可能期間を有する方等に、勧奨を実施する。
③	24月末納の方への個別の納付・免除勧奨	あと少しで受給権を満たす50歳台の24月末納の方に対し、年金事務所から個別の納付・免除勧奨を実施する。

(1) 24月末納の方への個別の納付・免除勧奨の取組状況▷表2参照

- 令和2年度は「50歳台かつ受給権を満たすまであと3年以内の24月末納の方」2.6万人に対し、通年で納付・免除勧奨を実施。令和2年度末時点で1.1万人（42.4%）と接触し、8千人（31.4%）が24月末納を解消した。
- 令和3年度上期は「50歳台かつ受給権を満たすまであと5年以内の24月末納の方」2.6万人に対し、納付・免除勧奨を実施。令和3年8月末時点で1万人（40.2%）と接触し、4千人（16.2%）が24月末納を解消した。
- 令和3年度下期は、対象者の受給権の確保に向けて、上期と同一の対象者へ引き続き納付・免除勧奨を実施中。

(2) 今後の取組方針（案）

- 令和4年度以降も、あと少しで受給権を満たす50歳台の24月末納の方を定期的に把握し、年金事務所から個別の納付・免除勧奨を継続していくことで、無年金・低年金の防止を図ることを検討中。

表2：令和3年度上期までの取組状況

勧奨対象※1 ※2		取組結果			
		接触人数	24月末納解消人数 受給要件 満了者		
令和2年度	50歳台かつ受給資格期間84～119月の方	令和2年度通年の取組結果（令和2年度末時点）			
		26,300人	11,156人 (42.4%)	8,262人 (31.4%)	3,421人 (13.0%)
令和3年度	50歳台かつ受給資格期間60～119月の方※3	令和3年度上期の取組結果（令和3年8月末時点）			
		26,524人	10,651人 (40.2%)	4,305人 (16.2%)	488人 (1.8%)
合計		52,824人	21,807人	12,567人	3,909人

※1 勧奨対象には、小規模拠点に追加配付した40歳台24月末納の方を含む。
※2 勧奨対象からは、死亡、所在不明等により勧奨できなかった方を除外。
※3 令和2年度に勧奨を実施済の方は、令和3年度の勧奨対象から除外。